

名古屋市上下水道局告示第21号

指定公金事務取扱者への災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の
徴収事務の一部委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和6年12月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号
日本通運株式会社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入
災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和6年12月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年12月1日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。